

『年金定期貯金「これから」』説明書

(令和8年4月1日現在)

商品名	・年金定期貯金「これから」 (スーパー定期貯金<単利型>) (自動継続)	・年金定期貯金「これから」 (大口定期貯金)(自動継続)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 個人の方で、以下の条件のうちいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> (1)JAで公的年金等を受給されている方(指定手続き中を含む) (2)JAで公的年金等の受給予約をしている方 (55歳以上75歳までの方で「年金予約申込書」を受領しているまたは受領した方。) <p>但し、年金受給権者(見込者を含む)については、本定期貯金の預入期間中、JAで年金を新規受給すること、もしくはJAで年金受給を継続することが条件。 年金予約者については、JAの年金予約を解除しないこと(他行で受給開始となった案件は除外)が条件。</p>	
期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1年 自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。 	
預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入(窓口取扱のみ) 20万円以上1,000万円未満 1円単位 	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入(窓口取扱のみ) 1,000万円 —
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。	
利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 金利は店頭のコピーボードに表示しています。 	
手数料	—	
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 個人のお客さまは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。 	
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ②預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×50% 	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1)預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－$\frac{\text{基準利率}-\text{約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入したとき、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 (2)預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%としま

		す。)のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数) 預入日数
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。	
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:083-976-6851)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 山口県弁護士会仲裁センター (電話:083-922-0087) 広島弁護士会仲裁センター (電話:082-225-1600) 福岡県弁護士会紛争解決センター (北九州)(電話:093-561-0360) (福岡)(電話:092-791-1840) (久留米)(電話:0942-30-0144) 東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3581-2249) 民間総合調停センター(大阪府) (JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。	
その他	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・当定期貯金を取り組んだ時期に応じて、県産農林水産物を中心とするカタログギフトが当たる抽選権を付与します。 (1) 懸賞品 当選者はカタログギフト 3,700円相当(税込み・送料込み)の中から、希望商品を選択し、専用ハガキにて申込みを行ってください。 当選者へはカタログと専用申込ハガキが同封された封筒をお届けします。カタログからご希望商品を選択され専用申込ハガキにご記入の上、お早めにご投函ください。 カタログからお選びいただいた商品は、第3者へお届けすることもできます。 (2) 抽選時期 本定期貯金に取り組まれた時期に応じて、半期ごとに抽選を実施します。	

	<p>(3) 当選本数 年間 300 本(上期 150 本・下期 150 本) ※当選は契約者 1 人につき年通算 1 本とします。</p> <p>(4) 当選者の発表 懸賞品の発送をもって当選者の発表とさせていただきます。</p> <p>(5) 当選無効について 1. 住所宛先不備や転居先不明等により商品のお届けが出来ない場合 2. ギフトカタログの有効期限(※)を経過した場合 ※カタログ発送時期より1年間となります。</p> <p>(6) 懸賞品の税務上のお取扱い 本懸賞品は一時所得と考えられますので、ご当選者様によっては確定申告が必要となる場合がございます。詳しくは、税務署や税理士等への相談をお願いします。</p> <p>(7) 個人情報の取扱いに関する重要事項 1. JA山口県はお客様から取得した個人情報(下記. 2)を以下の目的のために利用いたします。 ①懸賞品等の進呈対象者の確認および懸賞品等の発送 ②訪問・電話・宣伝物・印刷物の送付等による各種商品等のご案内 ③新商品・新サービスの開発等のための市場調査・分析 2. 氏名・住所・電話番号・口座番号等の情報について安全管理措置を講じた上で取得・保有・利用いたします。 3. JA山口県は本懸賞品企画業務・発送業務の一部を外部業者に委託いたします。</p>
--	---

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A山口県